

# 都市核のまちづくり

発行・お問い合わせ： 武蔵村山市 都市整備部 区画整理課  
〒208-8501 武蔵村山市本町 1-1-1 Tel (042)565-1111 (内線 282・283) fax (042) 566-2619

## 都市計画変更を告示しました

都市核地区土地区画整理事業は、事業の見直しに伴い、都市計画変更（都市計画道路7・4・2号榎本町線、7・5・3号榎東西線の幅員、名称の変更）について、8月8日～22日に公告・縦覧を行い、9月7日に都市計画変更を告示しました。

現在は、11月に予定している事業計画変更（資金計画、区画道路等の変更）に向け作業を進めております。この事業計画変更についての説明会を10月中旬頃に行う予定です。詳細は、追ってお知らせいたします。

また、換地設計の個別説明会を12月～1月頃に予定しております。（詳細は2ページをご覧ください。）

今後とも、皆さまのご理解ご協力をお願いいたします。

## 土地の売却・建物の建築等について

**土地・家屋の売却、権利譲渡には特に制限はありませんが、区画整理事業では、減歩、移転等が発生しますので、これらを十分理解された上で売買されるようご注意ください。**

**また、土地の形質の変更、建物や工作物の新築、改築、増築については、「土地区画整理法第76条」に基づき、許可申請の手続きが必要になります。**

現在お住まいの家屋が、老朽化等で新築や改築、増築を希望される方については、個々のケースや状況により判断し、事業上支障がなければ建築が可能です（事業に支障がある場合、不許可になる場合があります）。

**土地の売買や建築行為等のご予定がある方は、事前に区画整理課までご相談ください。**

# 換地設計の個別説明会について

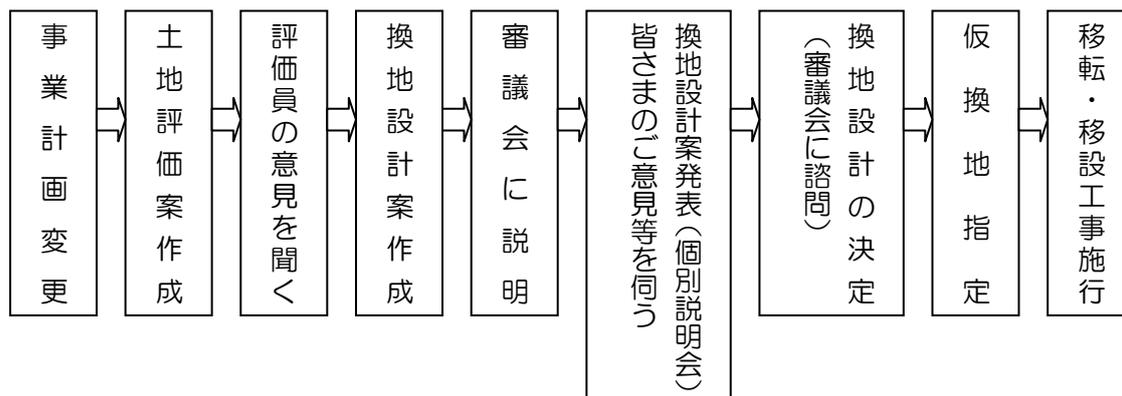
11月に予定している事業計画変更の後、今年度末（本年12月～来年1月頃）に「換地設計の個別説明会」を予定しております。

## 換地設計の個別説明会とは？

区画整理後に、皆さまの土地がどこへ換地され減歩はいくつになるかなど、換地設計案（換地の位置、形状、面積、減歩率等の案）を個別に説明させていただきます、ご質問やご意見を伺います。

皆さまから伺ったご意見は、審議会の意見を参考に検討を行い、換地位置を決定します。

個別説明会の詳細は、決まり次第お知らせいたします。



## 個別相談事務所をご利用ください

所在地 武蔵村山市榎3-84-8  
開催日 毎週 火・木曜日（祝祭日は除く）  
開催時間 午前10時～午後4時  
電話番号 042-561-4443



「区画整理ってなに？」という素朴な疑問がある方や、「説明会には行ったことないけど、ちょっと話を聞いてみたい。」という方など、ぜひ、お気軽にお越し下さい。区画整理の専門家である（財）東京都新都市建設公社職員や市職員がお応えします。

また、市役所第2庁舎2階区画整理課やお電話でもお気軽にご相談ください。

## 区画整理

## Q & A



Q <sup>ひきや</sup> 曳家移転は家が傷みませんか？移転中の荷物はどうするのですか。

A 現在の移転技術では、大規模なビルや古い蔵なども移転することができ、基礎も新しくなるので、建物は傷むことはありません。万一補修が必要な場合は、補償の対象となります。また、移転中は仮住居へ引越していただくことになります。仮住居費用や引越し費用等も補償されます。

### 【曳家工事手順】



1. 基礎の穴あけ、レール入れ



2. レールセット、ジャッキアップ



3. ローラー移動



4. 新基礎へ納め（ジャッキダウン）

有限責任中間法人 日本曳家協会ホームページより

第6回審議会を下記のとおり行う予定です（傍聴できます）。

日時 10月7日（金）午後2時30分より

場所 個別相談事務所

議題 1 特別な宅地に関する措置について

2 土地区画整理法第90条該当地について

3 小宅地の減歩緩和基準の制定について 他



# 事業の経過と今後の予定

